

千葉県印西市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

促進区域は、令和5年7月1日現在における千葉県印西市の行政区域とする。概ねの面積は1万2千ヘクタール程度である。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する県指定鳥獣保護区（印旛沼北部、本埜、印旛沼西部）、自然公園法に規定する県立印旛手賀沼自然公園の一部区域及び環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、更に生物多様性の観点から重要度の高い湿地（北総地域の谷津田の一部）、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域を含むものであるため、本計画で「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のための配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、本区域には存在しない。

（詳細は、別紙1及び別紙2のとおり）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件、インフラの整備状況、経済動向】

印西市は、千葉県の北西部、東京都心から約40キロメートル、千葉市から約20キロメートル、成田国際空港から約15キロメートルに位置し、西は我孫子市・柏市・白井市に、南は八千代市・佐倉市・酒々井町に、東は成田市・栄町に、北は利根川を隔てて茨城県に接している。南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高20から30メートル程度の下総台地といわれる平坦な台地と、沼及び河川周辺の低地により構成されている。市の大部分を占める台地は周囲の沼や川につながる谷津といわれる谷に切り込まれ、北総地域に特徴的な景観を形成している。

また、業務核都市に指定されている千葉ニュータウンの拠点都市でもあり、東京都心に通

勤する子育て世代が増加する住宅都市として成長し、地理的には東京と成田国際空港の間に位置し、都心へのアクセスの良さから多くの物流系企業をはじめ、多業種の企業が同地区に進出している。

交通インフラとして、市の中央部を走る北総鉄道北総線・成田空港線が東京方面や成田国際空港へ、東日本旅客鉄道成田線が東京方面・我孫子市や成田市につながっており、東日本旅客鉄道成田駅及び我孫子駅からは茨城方面や千葉県の中央や北部・南部方面につながっている。また、東京方面と成田国際空港とを結ぶ国道464号（北千葉道路）の整備促進により、道路網の更なるアクセス性の向上が期待されている。

近年では、千葉ニュータウンが関東平野の中で活断層が無く、下総台地上の地盤が強固とされることから、地震等大規模災害へのリスクヘッジとして世界中から注目を集め、大企業や海外企業の大型物流施設やコンピュータ又はデータ通信などの装置を設置・運用することに特化した施設（以下「データセンター」という。）が次々と建設されるなど、国内でも大規模開発が目覚ましい地域の一つである。特に千葉ニュータウン鹿黒南地区には、商業施設や大企業を集約した複合的ビジネスパークが開発され、充実した電力インフラと優れた事業継続計画（BCP機能）により、今後更なる発展が期待されている地区である。

また、市内には、県内有数の大型ショッピングセンターが林立しており、準商業中心都市から商業中心都市に商圈を広げている。



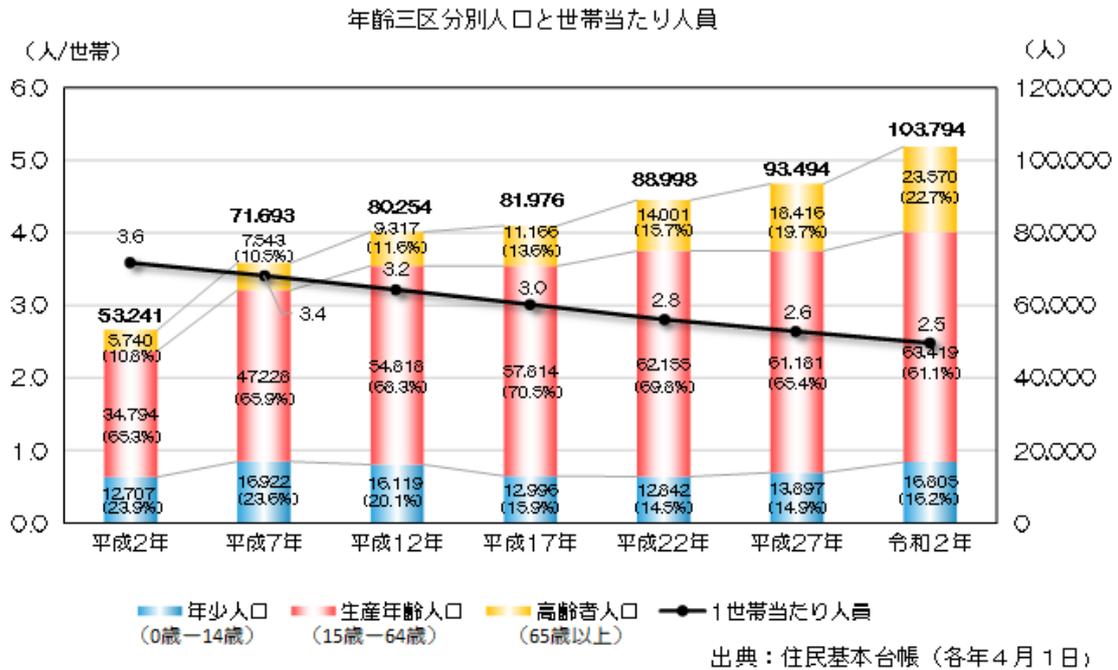
(出典：令和3年3月印西市都市マスタープラン)

【人口分布】

印西市の人口は、令和5年9月30日現在、111,021人（住民基本台帳より）、千葉ニュータウンの入居が始まった昭和59年以降は、千葉県全体と比較しても、高い伸び率で増加している。令和3年度にスタートした印西市総合計画では、人口のピークを令和10年と推計

している。

人口の増加に伴い、世帯数も増加している一方で1世帯当たりの人員は減少傾向にある。高齢者人口は増加傾向が続いており、令和2年の高齢化率は22.7%と増加している一方で、年少人口はほぼ横ばいで推移している。



【産業構造】

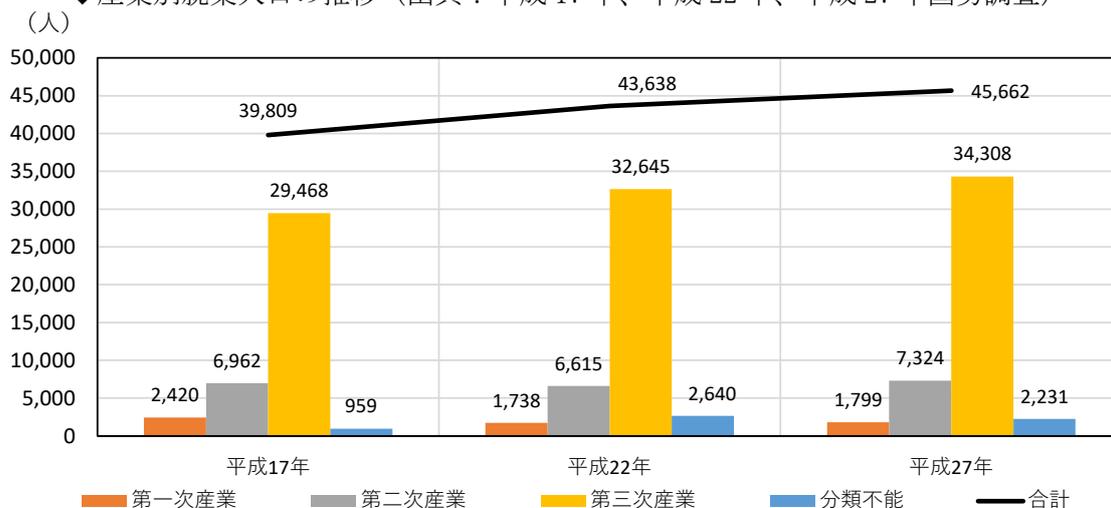
印西市の産業別就業者数の推移としては、第一次産業は減少しているものの、第二次産業、第三次産業ともに増加傾向にある。また、近隣の自治体と比較し、「運輸業、郵便業」の増加率が高くなっており、要因としては、平成22年頃からの物流施設の立地に起因するものと推測される。また、「不動産業、物品賃貸業」及び「宿泊業、飲食サービス業」の増加率も高い傾向を示しており、千葉ニュータウン事業に伴う住宅の供給や、国道464号（北千葉道路）沿道などへの飲食店の出店に起因するものと推測される。

また、令和2年の印西市の産業分類別売上高としては、「卸売業、小売業」が突出して高く、全体の約40%を占めている。要因としては、千葉ニュータウンエリアを中心とした大型商業施設の出店に起因するものと推測される。次に「運輸業、郵便業」が約12%、「医療、福祉」が約8%、「建設業」と「製造業」がほぼ同率で約6%、次に印西市において急成長の分野となっているデータセンターなどの主にインターネットに付随したサービスを提供する事業所が属する「情報通信業」が約5.8%となっている。

◆産業別就業人口の推移（出典：平成17年、平成22年、平成27年国勢調査）

	合計(人)	第一次産業		第二次産業		第三次産業		分類不能	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
平成17年	39,809	2,420	6.1%	6,962	17.5%	29,468	74.0%	959	2.4%
平成22年	43,638	1,738	4.0%	6,615	15.2%	32,645	74.8%	2,640	6.0%
平成27年	45,662	1,799	3.9%	7,324	16.1%	34,308	75.1%	2,231	4.9%
千葉県 平成27年	2,879,944	80,221	2.8%	559,952	19.4%	2,082,474	72.3%	157,297	5.5%

◆産業別就業人口の推移（出典：平成17年、平成22年、平成27年国勢調査）



◆印西市の産業分類別売上高（出典：平成28年、令和3年経済センサス）

(単位:百万円)

区分・分類	2015年(平成27年)	2020年(令和2年)	増減額
卸売業, 小売業	188,097	211,936	23,839
金融業, 保険業	41,068	-	-
運輸業, 郵便業	34,773	64,072	29,299
医療, 福祉	32,841	44,714	11,873
建設業	31,708	34,009	2,301
製造業	30,534	34,083	3,549
生活関連サービス業, 娯楽業	25,643	22,324	-3,319
宿泊業, 飲食サービス業	13,638	10,795	-2,843
情報通信業	12,682	31,078	18,396
サービス業(他に分類されないもの)	10,226	12,282	2,056
不動産業, 物品賃貸業	9,551	11,306	1,755
教育, 学習支援業	7,820	7,313	-507
農業, 林業	4,287	5,804	1,517
学術研究, 専門・技術サービス業	1,837	2,877	1,040
上記以外の売上高合算	4,868	44,908	40,040
計	449,573	537,501	87,928

注1：一部産業において、事業所単位での売上(収入)金額を調査していない。

よって、掲載されている売上高は統計局が企業等の売上高から試算したものであり、集計結果そのものではない。

注2：当時の消費税率で集計（2015年（平成27年）消費税率8%、2020年（令和2年）消費税率10%）

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

印西市は近年、各企業における大規模なデータセンターの一大集積地としてIT業界において存在感を示しており、世界で「INZAI」の地名が知られ、ブランド化している。これは、地盤の強固さによる災害リスクの低さ、首都圏や成田国際空港へのアクセスの良さ、充実した電力・通信インフラなど、データセンターの立地に必要となる好条件が複数揃っている地域であり、各企業の進出を後押ししている状況となっており、それが次々と新たな施設を呼ぶ好循環を生み出している。

また、国内におけるデータセンターサービス市場も今後も高い成長率を実現する見込みが高く、今後の需要が十分に見込まれる。こうしたデジタル分野の印西市への様々な企業進出は、新たな産業が育つと同時に雇用機会の創出や地域経済の活性化に寄与することが見込まれる。

印西市内における全産業売上高（537,501百万円（経済センサスー活動調査令和3年））のうち、データセンターなどの主にインターネットに付随したサービスを提供する事業所が属する「情報通信業」については、31,078百万円と、平成28年度の12,682百万円から約145%の増加率を示しており、本市においても急成長の分野となっている。

印西市で地域経済を下支えする中小企業や小規模企業の経営者と従事者が、安定した経営基盤のもとに活動し、商工業の活力が持続するまちづくりを目指すとともに、データセンター等情報通信業の更なる成長・拡大を図る。

また、第4次産業革命ともいわれるIoT、AI、ビッグデータを活用した新たなビジネスを創出するとともに、企業が持つ先進的なデジタル技術を教育や環境、地域活性化など様々な分野で活用し、持続可能な社会・経済の確保を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額		212百万円	

(算定根拠)

1件あたり155.86百万円の付加価値（令和3年経済センサスー活動調査）を創出する地域経済牽引事業を1件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.36倍（平成27年千葉県産業連関表）の波及効果を与え、約212百万円の付加価値額の増加を目指す。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規承認件数		1件	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

本計画「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加額が、5,435万円（千葉県の上1事業所あたりの平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和3年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で5%以上増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比5%以上増加すること。
- ④促進区域に所在する事業者の給与総額が開始年度比で5%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

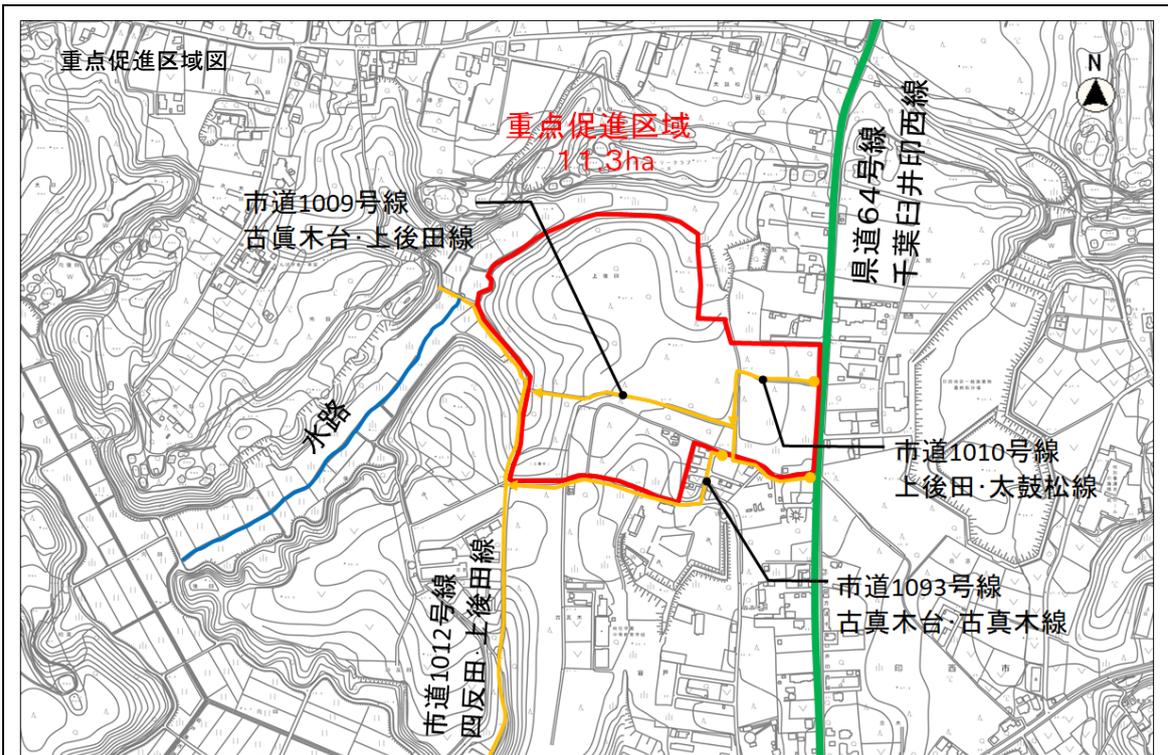
（１）重点促進区域

本区域における重点促進区域は、以下の字の区域とする。

なお、本重点促進区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する県指定鳥獣保護区、自然公園法に規定する県立自然公園及び環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、更に生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域は存在しない。

【重点促進区域1：地図上の位置】

千葉県印西市岩戸字古真木、字上後田、字大鼓松の一部



(概況及び公共施設等の整備状況)

本重点促進区域内の概ねの面積は、11.3ヘクタールである。

本重点促進区域は主要地方道千葉臼井印西線と接道しており、約2キロメートル北上すると国道464号（北千葉道路）に接続し、国道464号（北千葉道路）・多々羅田インターチェンジまでは、約8.7キロメートルとなっている。東京都心まで約40キロメートル、成田国際空港まで約15キロメートルに位置するなど、交通インフラが充実している。

なお、本区域に農地は含まれないが、全域が市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

印西市総合計画及び印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：

まちづくりの基本的な方針として、政策のひとつに「地理的優位性をいかした活力あふれるまちをつくる」をかかげ、「首都圏及び成田国際空港への近接性と強固な地盤による安全性という地理的な優位性を強みに、雇用の場を確保するための政策や起業しやすい環境づくりに努めるとともに、企業立地や就業支援、地域産業の活性化を図る」と記載されている。

印西市都市マスタープランにおける記載：

本重点促進区域は、印西市都市マスタープランにおいて「宗像地区」に属し、本地区は「豊かな水辺の風景に溶け込むゆとりある暮らしと産業が共生するまち」とし、里山などの豊か

な自然環境と、歴史・文化的な景観資源を有する地区であるため、「豊かな地域資源を保全・活用することで、都市部と農村地域の交流を促し、人口減少・少子高齢化が進む状況の中でも、持続可能な集落地の生活形成を目指す」と記載されている。

また、本地区の土地利用の方針の中で、「集落地においては、今後も集落地の生活形成を保全するとともに、人口を維持する施策や、周辺環境を阻害しない地域振興を目的とした施設の立地についても必要に応じて検討する」と記載されている。

(2) 区域設定の理由

本重点促進区域は、周囲より標高が高く、強固な洪積台地として知られ大地震の発生源となる活断層が数十キロ圏内に認められず、海や一級河川からも離れているため、ハザードマップ上は洪水、土砂災害、液状化のリスクが非常に低いと評価される。

地理的には、インターネット相互接続拠点が集中している東京都心からの距離が約40キロメートルであり、通信遅延や災害時の断線リスクが少ない場所に位置している。また、主要地方道千葉臼井印西線と接道しており、約2キロメートル北上すると国道464号（北千葉道路）に接続するなど、交通インフラが充実している。

加えて、本区域は、6万ボルト以上の高圧の電力供給が可能である東京電力の変電所の近傍に位置しており、通信インフラが充実している多くのデータセンターが立地する千葉ニュータウン区域にも至近である。これらのことから、地域経済牽引事業を重点的に促進する場所としても適当であるため、重点促進区域に設定するものとする。

なお、印西市内においては、売却されていない既存の工業団地は存在しない。また、工場等の立地に適した遊休地も存在しない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

強固な地盤や首都圏、成田国際空港への立地優位性、また充実した電力供給網や通信インフラを活かしたデータセンター分野

(2) 選定の理由

印西市は地盤の強固さや災害リスクの低さ、都市圏へのアクセスの良さ、整備された電力インフラなど、データセンターの立地に必要な好条件が複数揃っている地域である。

また、茨城県北部や千葉県南房総にある海底ケーブルの陸揚げ局にも比較的近く接続が容易で、海外とのデータ通信に有利な点も挙げられる。

日本におけるデータセンターサービス市場の成長率は令和3年度では前年比 11.6%増の1兆7,341億円であり（情報通信白書－令和4年）、今後も高い成長率を実現する見込みがある。

こうした日本におけるデータセンターサービス市場の成長や印西市の地域特性を踏まえると、今後も各企業の進出が見込まれ、このデジタル分野の印西市への様々な企業進出は、税収増や新たな産業が育つと同時に雇用機会の創出や地域経済の活性化に寄与することが見込まれる。

以上のことから、データセンター分野における地域経済牽引事業を促進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業の環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減化や本地域にしかない強みを創出する。

（2）制度の整備に関する事項

新たな企業誘致制度の創設など、地域経済牽引事業が促進されるために必要な支援策の検討を行う。

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

印西市では現在、令和3年に国より示された「オープンデータ基本指針」に沿いオープンデータの作成・掲載について検討しているが、今後は地域経済牽引事業の促進に寄与するため、公表の充実に努めていく。

（4）事業者からの事業環境整備の提案への対応

印西市役所内では、提案や相談の内容に応じて担当部署が対応している。一般的な企業・中小業者・個人事業主の相談担当部署は環境経済部経済振興課において対応している。

また、印西市と連携している印西市商工会、千葉県、ハローワーク成田などの関係機関でも対応ができ、提案等の内容によっては、印西市関連部署等を含め内部検討を行い、千葉県とともに連携・協力し、適切に対応するものとする。

（5）その他の事業環境整備に関する事項

①人材の確保に向けた支援

人材の確保及び定着に向けた支援として、市内事業者向けに、ワーク・ライフバランスセミナーを開催するなど、支援を行っていく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度から 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】				
①企業立地に関する 支援制度の創設	検討	検討	検討	策定・運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】				
①オープンデータの 公表内容の充実	検討	検討・準備	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】				
①相談窓口の設置	検討	設置・運用 開始	運用	運用
【その他】				
①人材の確保に向けた 支援	検討	検討・運用	検討・運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、各種経営支援機関や金融機関といった地域に存在する支援機関が、それぞれの能力を十分に発揮するとともに、連携して支援を実施することで効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①千葉県産業支援技術研究所

千葉県産業支援技術研究所は、県の公設試験研究機関として、中小企業や新規創業を目指す企業の技術的課題に対し、そのニーズに応えるための技術相談、依頼試験、機器貸出、受託研究、人材育成・技術情報の提供など様々な支援を行っている。

また、情報通信分野においては、電子機器に関する試験研究及び調査、情報化技術に関する支援等を行っている。

②公益財団法人千葉県産業振興センター

公益財団法人千葉県産業振興センターは、産業技術の中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的かつ効果的に推進し、商工業の高度化と新たな産業の創出・発展を総合的に支援している。

また、中小企業の中核的支援機関として、経営基盤強化や地域活性化支援等、中小企業の様々なニーズに応じ、きめ細かく支援している。

更には、経営・創業・金融・技術・IT等に関する一体的な相談窓口としての「チャレンジ企業支援センター」に加え、「千葉県よろず支援拠点」を設置することで、経営支援機能を充実させ、起業・創業を促進するとともに、プロフェッショナル人材の雇用を通じた経営改善や、地域資源を活用した新たな事業にチャレンジする中小企業に対し、総合的な支援を進めている。

加えて、産学官の交流を軸として、県内中小企業の技術力の向上、研究開発の支援、活動拠点の提供、ベンチャー企業の育成等を行うなど、インキュベーション施設を活用した各種支援を推進している。

③印西市商工会

印西市商工会は、商工会法に基づき経済産業大臣の認可を受けて設立された経済団体で、地区内の商工業の総合的な改善発達を図るため、融資、税務、経営、労務等の相談業務を実施し、あわせて社会一般の福祉の増進に資する等、広い範囲の事業活動を行うことで、地域経済の発展に寄与することを目的としている。令和5年3月末時点で、印西市商工会の会員企業数は、約1,000社にのぼり、業種としては、建設業・サービス業・小売業が多い傾向にある。

また、印西市とは、各種情報提供や相談業務、創業者向けの支援を行うなど、従来より、連携して事業者支援を行っている。地域経済牽引促進事業については、事業者への情報提供、経営支援などを実施する。

④株式会社千葉銀行

千葉県内を主要な営業基盤とする地方銀行であり、地方銀行トップクラスの資産規模及び収益力を有し、県内に100店舗以上、また印西市内にも支店を有している。近年では、事業性評価に基づく取引先企業の本業支援や自治体との連携を図りつつ、地域創生の取り組みを一層強化することで地域密着型金融を実践し、地域の経済活性化などに貢献している。

また、地域経済牽引促進事業については、事業者向けアドバイザー業務を活用するなど、支援を行うとともに、融資取り組み後も、事業の進捗に応じた支援を継続して行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

千葉県では、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、快適な環境の実現を図っていくため、平成7年3月に「千葉県環境基本条例」を制定した。本条例は環境基本法との整合を図り、環境の保全に係る基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を示したものである。

また、本条例の基本理念を実現するための計画として、平成8年に「千葉県環境基本計画」を策定し、この計画に基づいて各種施策を推進してきた。しかしながら、地球温暖化防止など地球環境全体の持続性に関わる問題への取組が緊急性を増し、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成20年に第二次計画を策定した。更に、平成27年には、東日本大震災に起因する新たな環境問題に対応するため、第二次計画を一部改訂した。また、本県における環境問題に適切に対応し、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくために、平成31年に第三次計画を策定した。

印西市においては、平成11年3月に、環境の保全について基本理念を定め、市、事業者、市民の責務を明らかにする等、その基本的な事項を定めた「印西市環境基本条例」を制定した。平成15年3月には、本条例に基づき「印西市環境基本計画」、そして平成25年3月には「第2次印西市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。そして令和4年3月には、「第3次印西市環境基本計画」を策定し、近年の社会経済活動の変化による新たな環境課題に応じた環境の保全に関する施策を市民、事業者、行政の三者一体となって、総合的かつ計画的に推進しているところである。

また、本促進区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する県指定鳥獣保護区（印旛沼北部、本埜、印旛沼西部）、自然公園法に規定する県立印旛手賀沼自然公園の一部区域及び環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、更に生物多様性の観点から重要度の高い湿地（北総地域の谷津田の一部）、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域を含むものであるため、これらの環境保全上重要な区域及びこれらの近接している区域での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、千葉県や印西市の自然環境部局をはじめとする関係機関と十分な調整を図りつつ、専門家の指導や助言を踏まえて、自然環境に重大な影響がないよう十分に配慮して行う。

（2）安全な住民生活の保全

千葉県においては、安全で安心なまちづくりを促進するため、平成16年10月から「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を施行し、県、市町村、県民及び事業者等が協働・連携して、犯罪の機会を減少させるための環境整備及び県民等の自主防犯活動に関する施策を総合的に推進するとともに、平成16年11月には、「道路等」、「住宅」、「学校等」、「被害者等支援」に関する4つの指針を策定し、各種取組を推進している。

地域経済牽引事業の促進に当たっては、犯罪の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であることから、本条例の趣旨を勘案し、引き続き安全な住民生活の保全に取り組む。

①防犯対策の推進

印西市においては、市民生活の安全を確保し、安全で安心なまちづくりを推進するため、平成19年4月に「印西市安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、犯罪等を未然に防止するために市、市民、事業者及び関係行政機関等の役割を明らかにするとともに、以下に掲げる取組方針により安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進している。

本条例の趣旨を勘案して、地域経済牽引事業の実施にあたっては、市民安全センターにおける防犯に関する指導・相談や情報提供などにより、地域住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域住民、事業者、警察などの関係機関と協働した防犯活動など、犯罪抑止に向けた取組を推進する。

②交通安全対策の推進

印西市においては、交通安全対策基本法の制定に伴い、昭和46年度を初年度とした5年間ごとの「印西市交通安全計画」を継続的に策定し、千葉県及び警察署等関係機関と協力して交通安全対策を推進し、交通事故防止を図るとともに、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする「第11次印西市交通安全計画」を策定し、人命尊重の理念のもとに引き続き交通安全対策全般にわたり総合的かつ長期的な視野に立った施策の展開を行っているところである。

この印西市交通安全計画の趣旨を勘案して、地域経済牽引事業の実施にあたっては、交通安全パトロールや交通安全教室の実施などにより、地域住民の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、高齢運転者の交通事故防止に向けた支援を行う。

また、歩行者や自転車利用者などの安全確保を図るため、道路反射鏡や区画線などの交通安全施設の整備などに努める。

③警察署との連絡体制の構築

犯罪又は事故の発生時における管轄警察署等への連絡体制を整備する。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年1回、年度末から年度当初の時期を目安に千葉県・印西市及び地域経済牽引支援機関で、基本計画及び承認地域経済牽引事業計画の効果の検証と事業の見直し等に関する協議を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域1の区域内は、農地は含まれないが全域が市街化調整区域であるため、こ

これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

重点促進区域地番一覧

No.	所在地	地番	地目	地籍(m ²)	区分	
1	字古真木	3300-1	学校用地	1,454	市街化調整区域	非農地
2	字古真木	3300-3	学校用地	788	市街化調整区域	非農地
3	字古真木	3301	山林	2,595	市街化調整区域	非農地
4	字古真木	3302	山林	5,553	市街化調整区域	非農地
5	字古真木	3303	山林	2,393	市街化調整区域	非農地
6	字古真木	3304	山林	2,591	市街化調整区域	非農地
7	字古真木	3305	山林	2,469	市街化調整区域	非農地
8	字古真木	3306	山林	2,598	市街化調整区域	非農地
9	字上後田	3520	山林	2,472	市街化調整区域	非農地
10	字上後田	3521	山林	3,580	市街化調整区域	非農地
11	字上後田	3523	山林	6,244	市街化調整区域	非農地
12	字上後田	3524-1	山林	1,491	市街化調整区域	非農地
13	字上後田	3524-2	山林	1,492	市街化調整区域	非農地
14	字上後田	3524-3	山林	1,518	市街化調整区域	非農地
15	字上後田	3524-4	山林	1,518	市街化調整区域	非農地
16	字上後田	3525	山林	3,249	市街化調整区域	非農地
17	字上後田	3526	山林	4,049	市街化調整区域	非農地
18	字上後田	3527	山林	3,381	市街化調整区域	非農地
19	字上後田	3528	山林	3,279	市街化調整区域	非農地
20	字上後田	3529	山林	2,314	市街化調整区域	非農地
21	字上後田	3530	山林	2,218	市街化調整区域	非農地
22	字上後田	3531	山林	2,740	市街化調整区域	非農地
23	字上後田	3532	山林	2,776	市街化調整区域	非農地
24	字上後田	3533	山林	1,071	市街化調整区域	非農地
25	字上後田	3534	山林	2,066	市街化調整区域	非農地
26	字上後田	3535-1	山林	13,688	市街化調整区域	非農地
27	字上後田	3535-2	山林	3,066	市街化調整区域	非農地
28	字上後田	3535-3	山林	1,983	市街化調整区域	非農地
29	字上後田	3536	山林	3,067	市街化調整区域	非農地
30	字上後田	3537	山林	5,950	市街化調整区域	非農地
31	字上後田	3538	山林	952	市街化調整区域	非農地
32	字大鼓松	3568-1	山林	4,368	市街化調整区域	非農地
33	字大鼓松	3569-1	山林	3,586	市街化調整区域	非農地
34	字大鼓松	3570-1	山林	6,971	市街化調整区域	非農地
35	字大鼓松	3571	山林	3,976	市街化調整区域	非農地
	計			113,506		

(区域内における公共施設整備状況)

重点促進区域1の区域内は、現状、主に山林となっており、区域内には未舗装の市道が2路線あり、電気、ガス、上下水道、排水設備等のインフラは整備されていない。

なお、地域経済牽引事業の実施において公共施設の整備が必要な場合は、地域経済牽引事業を実施する事業者がこれを行うものとする。

(区域内の遊休地等の状況等)

重点促進区域1の区域内に、遊休地等は存在しない。

(他の計画との調和等)

印西市都市マスタープランでは、重点促進区域1が含まれる地区は「宗像地区」に属し、本地区は「豊かな水辺の風景に溶け込むゆとりある暮らしと産業が共生するまち」とし、里山などの豊かな自然環境と、歴史・文化的な景観資源を有する地区であるため、「豊かな地域資源を保全・活用することで、都市部と農村地域の交流を促し、人口減少・少子高齢化が進む状況の中でも、持続可能な集落地の生活形成を目指す」とされている。

また、本地区の土地利用の方針の中で、「集落地においては、今後も集落地の生活形成を保全するとともに、人口を維持する施策や、周辺環境を阻害しない地域振興を目的とした施設の立地についても必要に応じて検討する」とされている。

本計画は、地域資源の維持・保全を図りつつ、地域経済の振興に寄与するための地域経済牽引事業の用に供されるものとして、印西市都市マスタープランとも整合及び調和のとれた計画とし、第四次産業革命に属するデータセンターの誘致を積極的に進め、世界の「INZAI」として、更なる地域活性化を目指し、新たな共存共栄を図るため、土地利用の誘導を促進する。

また、印西市総合計画及び印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、まちづくりの基本的な方針として、政策のひとつに「地理的優位性をいかした活力あふれるまちをつくる」をかかげ、「首都圏及び成田国際空港への近接性と強固な地盤による安全性という地理的な優位性を強みに、雇用の場を確保するための政策や起業しやすい環境づくりに努めるとともに、企業立地や就業支援、地域産業の活性化を図る」と記載されており、本計画との整合、調和は図られているものである。

一方、地域経済の発展に繋がる地域経済牽引事業計画の促進にあたっては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、これら他の計画等との調和を図っていく。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

(立地条件)

重点促進区域1は、全域が市街化調整区域である。

本区域は、周囲より標高が高く、海や一級河川からも離れているため、ハザードマップ上は洪水、土砂災害、液状化のリスクが非常に低い。

地理的には、東京都心からの距離が約40キロメートルであり、通信遅延や災害時の断線リスクが少ない場所に位置している。また、主要地方道千葉臼井印西線と接道しており、約2キロメートル北上すると国道464号(北千葉道路)に接続するなど、交通インフラが充実している。

印西市における住宅用途系以外の整備済みの市街化区域はほぼ全域がすでに土地活用がされており、事業系の開発を行うことは困難である。

また、対象施設は「コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設」あり、事業の性質上人の往来が少ないことから、周辺の市街化を促進するおそれはない。

これらのことから、市街化調整区域での立地の必要性を認めることができる。

(対象施設)

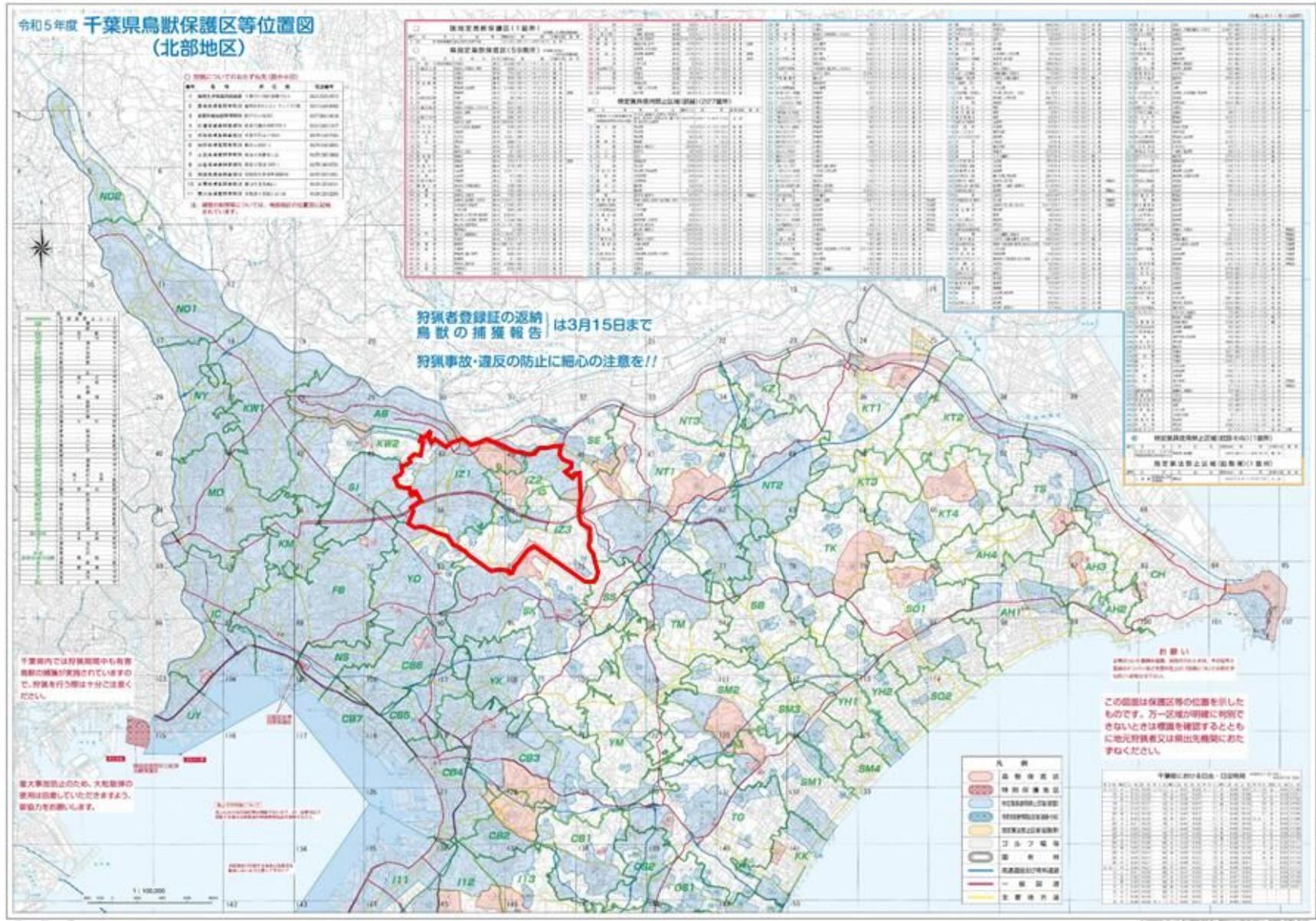
対象施設は、「コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設」で、通信業に分類されるデータセンターとなる。また、6万ボルト以上の電圧で送電可能な変電所が重点促進区域1から約6kmの距離に所在し、対象施設の用に供する土地の面積が約11.3ヘクタールとなることから地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一へ(3)②における(iii)に該当するものであるため、立地条件は適当である。

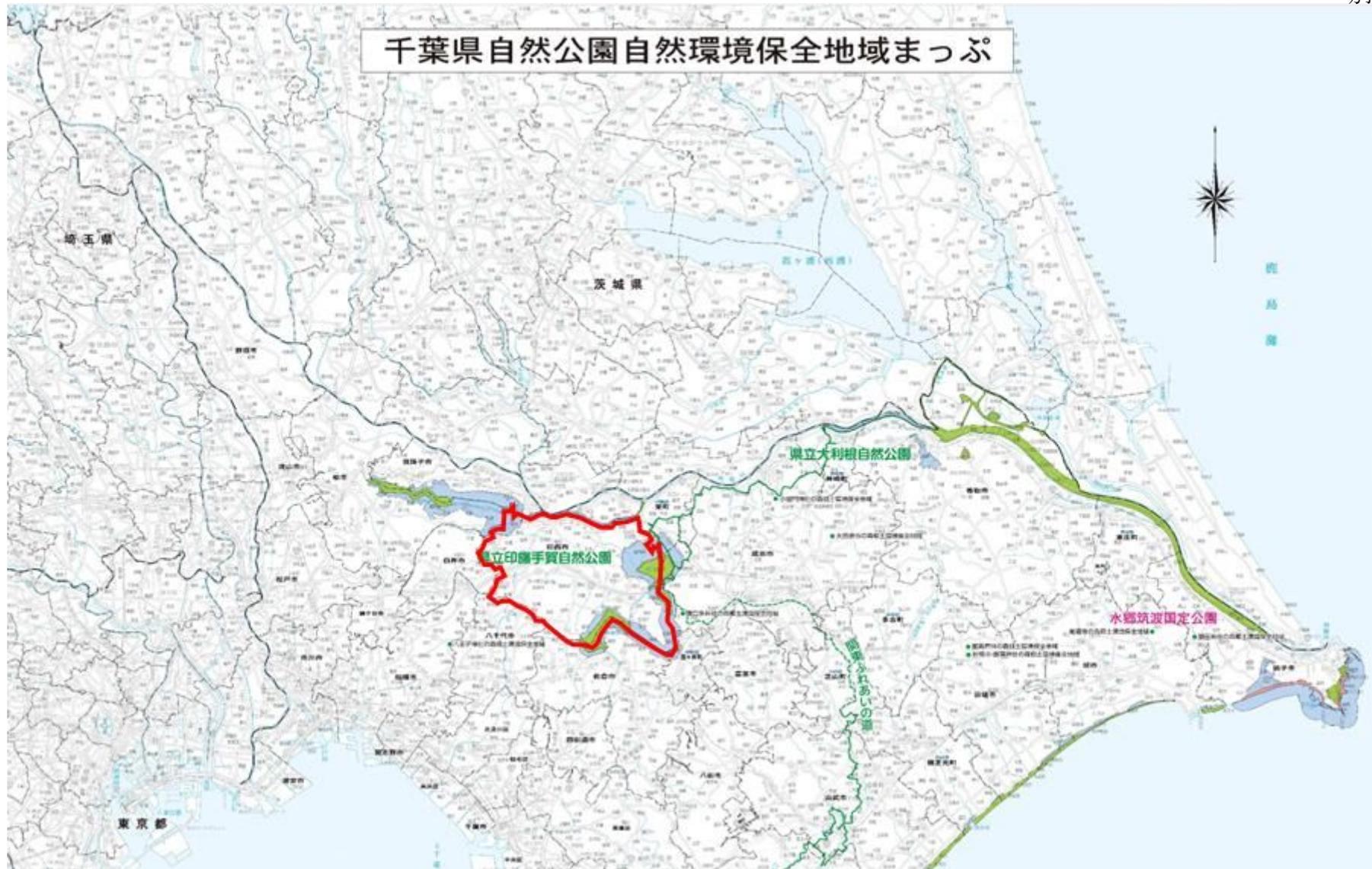
10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。





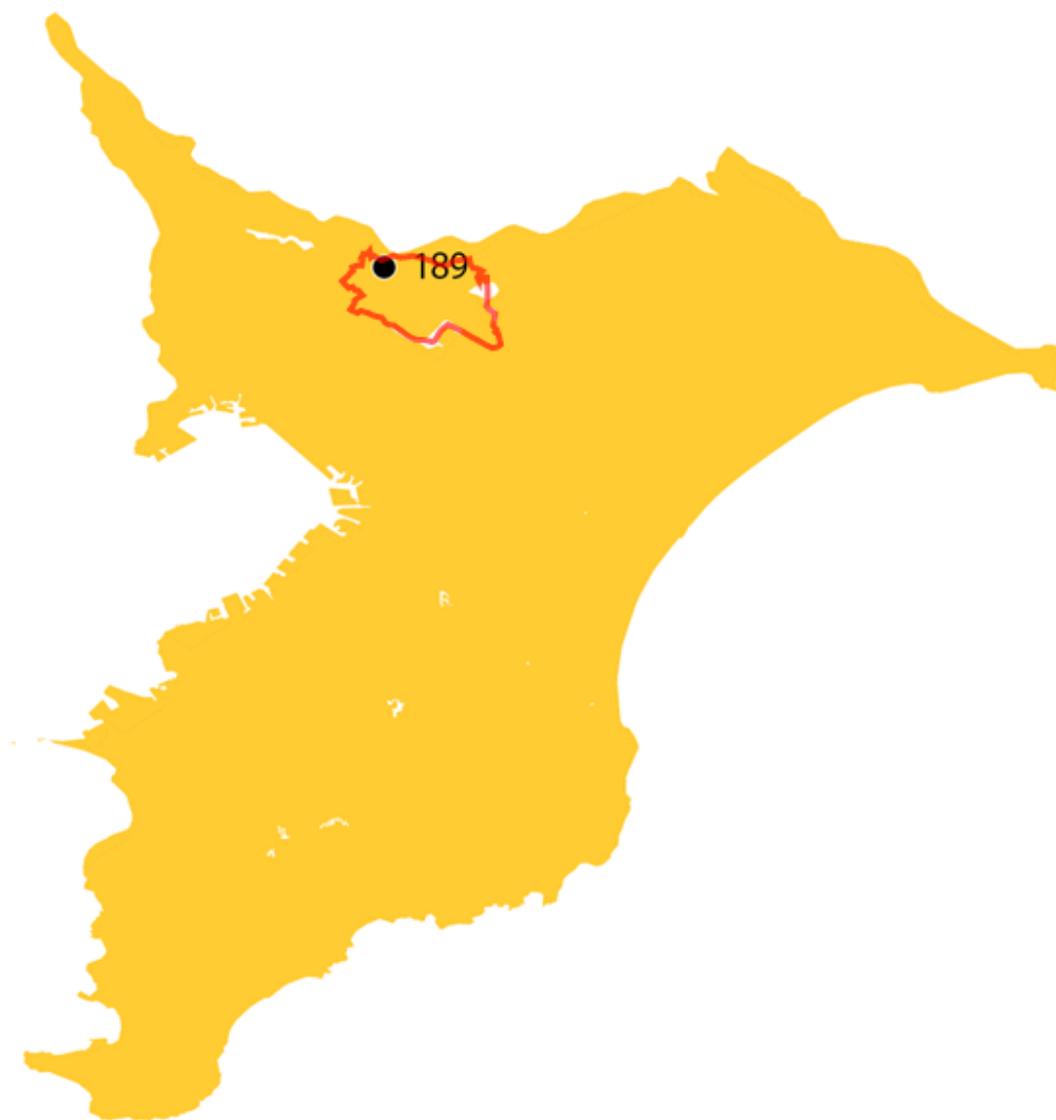
(出典) 千葉県環境生活部 千葉県の自然公園一覧表



(出典) 環境省自然環境局 生物多様性センター「自然環境情報図」を加工して作成
<https://www.biodic.go.jp>

生物多様性の観点から重要度の高い湿地

「重要湿地」 No.189 北総地域の谷津田



(出典) 環境省「『重要湿地』の選定地分布 千葉県- No.189 北総地域の谷津田」を加工して作成 https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/wetland/w189.html